

# ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切に、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

## 人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回からシリーズで「同和問題」についてお伝えします。

### ■本村でも、いまだ残る差別意識

国の法律による特別対策は終了しましたが、同和問題が解決した訳ではありません。残念ながら南阿蘇村においてもいまだに差別発言や結婚差別等が、発生しています。

とりわけ結婚差別は深刻なものがありません。

結婚差別は男女の婚約もしくは結婚に際して、相手方が部落出身という理由で、反対もしくは解消したり（させたり）する行為です。反対・解消の理由としては、表立っては他の理由を挙げる場合が通常です。

また、結婚した後もまだ反対し妨害して、その関係を破綻に追いやる場合もあります。反対する行為者は、配偶者自身の場合もありますが、その家族や親戚など第三者の場合も少なくありません。

### ■南阿蘇村が平成19年に行った人権に関する村民意識調査から

●どのような人権問題が起きていると思いますか？という問いに対して

「結婚問題で周囲から反対される」が一番多い回答でした。

●仮に、あなたのお子さんの相手が、同和地区の人であるかわかった場合、どうしますか？という問いに対して

「子どもの意思を尊重する」「意志が強ければ仕方ない」と

答えた方が9割近くありました。

### ●仮にあなたが、同和地区の人

と恋愛し、結婚しようとしたとき、親や親戚から反対を受けたら、どうしますか？という問いに対して

「親の説得に全力を傾けたのち、自分の意思を貫いて結婚する」「自分の意思を貫いて結婚する」と答えた方が8割近くありました。

この村民の意識調査からみても分かるように、結婚相手と同和地区の人であっても、自分の意思や親を説得してでも結婚を成し遂げるといふ人が多いのは心強いものがあります。一方でまだ「家族や親戚が反対すれば結婚は認めない」「家族や親戚が反対すれば結婚はしない」と答えた人たちもおり、自分の子どもの結婚相手や、自分の結婚相手について、出身地を問題視したり、結婚の条件としている人が少なからず存在しているのも事実です。



### ■南阿蘇村でも部落差別の撤廃に向けた条例を制定しています。

「南阿蘇村部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例」以下抜粋（目的）

第一条 この条例は、(中略)深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃と人権擁護に対する村の施策及び村民の責務等に関し必要な事項を定め、もって人権尊重を基調とする差別のない明るい開かれた南阿蘇村の実現に寄与することを目的とする。

(村の責務)  
第二条 村は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政すべての分野で村民の人権意識の高揚に努めるものとする。また、部落差別等によつて不利益を被り、又は人権を侵害された被害者の人権を確立するため、必要に応じて措置を講ずるものとする。

(村民の責務)  
第三条 すべての村民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策に協力するとともに、自らも人権侵害に関する行為をしてはならない。

このように、行政としての責任と共に、村民も部落差別をはじめ人権尊重に努めなければならないという思いを持っていただき、差別のない明るい村づくりを目指すことに協力ください。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。